

簡単手続で、採用した社員に最大100万円+αが支給！

東京圏からの人材獲得を応援します

～ 求人掲載のご案内～

採用担当
の皆様へ

移住支援金制度とは？

東京圏から、一定の条件を満たす**中小企業等に就職した
Uターン・Iターン世帯**に対して、**100万円**(単身者は60万円)
を支給する制度です。※18歳未満の世帯員がいる場合:18歳未満
一人当たり最大**100万円**が加算されます。
対象企業の条件等は、裏面を御参照ください。

仕組みのポイント

POINT① 無料で簡単手続き

利用するには、右記の「移住支援金対象求人サイト」に、簡単な項目を事前登録するだけ。
しかも無料！

POINT② 全国に求人情報を配信

上記の移住支援金求人対象サイトを通じて、
全国に向けて、求人情報をPR
さらに、自動で「スタンバイ」など
大手マッチング・サイトにも掲載・配信！

PONT③ 支給手続きは市町村窓口

移住支援金の支給は、市町村の窓口が直接
実施。会社では支給の手続が不要

簡単

求人登録は
こちらから

山形 移住支援金



山形県移住支援金対象求人サイト JOB山形移住支援金

山形県移住支援金対象求人サイトの概要



移住支援金の支給対象求人を掲載するため、県が設置するサイトです。
東京圏から移住し、このサイトに掲載された、県内中小企業等の求人に応募・就業した方に対して最大100万円+αの移住支援金が市町村窓口を通じて支給されます。
東京圏からの人材確保に資するこのサイトにぜひ多くの求人を掲載してください！

1 制度の概要

◆ 移住支援金とは？

東京一極集中の是正及び本県の担い手不足対策のため、東京圏から本県へ移住し就業した方の経済的負担を軽減する「移住支援金（最大100万円+α）」を支給する事業です。

- 1 金額：世帯の場合：100万円 単身の場合：60万円
※18歳未満の世帯員がいる場合、18歳未満一人当たり最大100万円が加算されます。
- 2 対象者：以下の①②をともに満たす方
 - ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は通勤。
ただし、直近1年以上は、東京23区に在住又は通勤していた場合。
 - ② 山形県移住支援金対象求人サイトに掲載された求人に応募し就業した方 等
※1 応募時点で求人がサイトに掲載されている必要があります。
※2 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人ではないことが必要です。

2 掲載対象となる求人

次の①②の要件をともに満たす必要があります。

① 以下のすべてを満たす法人(県内中小企業等)であること。

- ・人手不足となっている製造業や農林漁業、輸送・建設・介護等の産業分野を中心に、若者をはじめとする高度人材を主なターゲットとして山形県外からのUターン求人を積極的に行う法人であること。
- ・官公庁等でないこと。（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）
- ・資本金10億円以上の営利を目的とする私企業でないこと。（資本金概ね50億円未満の法人は、市町村長の推薦に基づき知事が必要と認めた場合は対象となります。）
- ・みなし大企業(※1)でないこと。
- ・本店所在地が東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）以外の地域にあること。（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人は、本社所在地が東京圏内でも可）
- ・雇用保険の適用事業主であること。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

※1

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

② 週20時間以上の無期雇用の求人(※)であること。

※ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

3 掲載方法

山形県移住支援金対象求人サイトから企業情報・求人情報を登録 →

